慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	労働時間を論ず
Sub Title	
Author	関, 一
Publisher	三田学会
Publication year	1913
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.7, No.1 (1913. 1) ,p.1- 30
JaLC DOI	10.14991/001.19130122-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19130122-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む

營業御案内

徽章賞牌　其他美術金屬各種

金銀木盃　七寶

期日正確、技術精巧、品質純良、價格低廉

右之通御注文に應じ調製上納申上可く候間多少に不拘御用命の程伏て奉願上候

諸官省
各學校　御用

東京市麴町區飯田町三丁目十番地
日本帝國徽章商會
鈴木梅吉
電話番町　八百五十七番

慶應義塾図書館

三田學會雜誌　第七卷第一號

論說

勞働時間を論ず

關一

勞働時間と賃銀とは雇傭條件の二大要目なり。されば勞働時間の長短が立法家又は實際家の注目を惹きたるは新しき事實にあらず。歐洲諸國に於て往時の同職組合（ギルド）は粗製濫造を防がんが爲に夜業を禁じ、宗教上の理由に基づきて、日曜祭日の休業を勵行せり。降て近世の始に及び、親方と職人との區劃嚴然たるに及び勞働時間は其紛爭の一原因となりしも、當時勞働條件は一般に法規を以て定められたると手工的勞働が猥りに勞働時間の延長を許さゞる等の理由に依り勞働時間の問題は重要なるものにあらざりき。當時の勞働時間は多くは日出より日沒

迄にしてペッチーは十七世紀後半の英國に行はれたる正味勞働時間を十時間なりとせり。たゞ日曜日には休息を貪るもの多く雇主は常に苦情を唱へたりと雖も其効果少かりしが如し。然るに、十八世紀の後半工場制工業起り機械の使用盛なるに從ひ、勞働時間は遽に著しく延長せられ、手工業及家内工業も競爭上長時間の勞働を要するとゝなれり。殊に、英國に於ては過長の勞働時間行はれ十六時間以上の勞働を普通とせるのみならず、當時議會調査委員會に於て、一醫師が少年工の一日十六、十七、十八時間の勞働を過度なりとするの説を否認し、二十三時間の勞働をも是認せりと云ふが如き驚くべき事實を見るに至れり。次で、化學工業の盛なるに從ひ繼續作業をなす爲に職工を二組に分ちて勞働せしむるを要し、勞働時間は十二時間に減じたるも、徹夜業廣く行はれ且つ晝業のものと夜業のものとの交代の際は二十四時間の繼續勞働を常とすることゝなれり。此狀態は大工業の普及と共に他國にも發生し、本邦に於ても明治維新以後歐米の大工業制度を移入するに及び、勞働時間は漸次に延長せられ、徹夜業も亦增加し、殊に近時地方都會に電氣、瓦斯事業の普及するに從ひ徹夜業も之に比例して增加するの傾向あり。文明の利器は之に伴ふべき弊害の豫防策の伴はざるが爲に國民の生産力を減殺するの手段となるが如し。近時我國に遊びたる英國の學者が我國の現狀を以て歐洲十九世紀の上半に比するは決して無稽の言にあらざるなり。

然るに歐米諸國に於ては爾後此問題に關する研究の進歩に伴ひ、工場法其他の法規の發布並に企業者勞働者の啓發に依り、勞働時間は漸次に短縮せらるゝの傾向あり、英國に於ては一八九三、四年より陸海軍工廠にては時間勞働を實行し、一九〇八年石炭採掘業に對しては八時間勞働法を發布し實際の勞働時間は七時間以内に下る地方ありと云ふ。

註　英國に於ては商務院の調査に依るに勞働時間の減少次の如し

	勞働者數	同上一週間の減少時間數
一八九七	六九、五七二	二八四、六七五
一八九八	三七、七七二	八一、九一七
一八九九	三三、三四九	一二七、一四二
一九〇〇	五六、八五七	二三八、〇四五
一九〇一	二八、六九〇	五八、二二八
一九〇二	一、〇五一、九八三	一、〇二四、八六〇
一九〇三	六、八〇二	一五、四二七

一九〇四	一六、〇一八	二四、五九九	
一九〇五	九〇、一七九	六五、二六五	
一九〇六	五二、九六九	九八、八九二	

北米合衆國に於ては一八九〇—九九年の勞働時間を一〇〇とする時は增減次の如し

一八六〇	一一〇・八	一九〇二	九一・三
一八七〇	一〇五・七	一九〇三	九六・六
一八八〇	一〇三・七	一九〇四	九五・九
一八九〇	一〇〇・七	一九〇五	九五・九
一九〇〇	九八・七	一九〇六	九五・四
一九〇一	九八・一		

以上二項 Conrad, Handw. d. Staatsw. Bd. "Arbeitszeit" に據る。

上の如く大工業發生の當初遽に延長せる勞働時間が近年漸次に短縮せらるゝに至りたる所以は工場法の實施職工組合の運動等に依る所少からずと雖も其根底に横はる大原因は勞働時間の短縮が國民經濟の進歩に欠くべからざる所なるを以てなり。今次に之に關する學説を講究せん。

勞働時間の長短と國民經濟の進歩との關係に就ては賃銀の場合と同一なる學説の變遷を認むるを得べし。則ち、十七八世紀の經濟學者中には低き賃銀、長き勞働時間とを以て國民の進歩に欠くべからざるものとなしたるもの多し。是等の

學説は雇主の意見に附和雷同せるものなるは勿論なれども、當時の勞働者が餘暇を有する時は懶惰に流れ餘分の收入あるも之を生計程度の上進に利用せざりしに依るものなり。次でアダム・スミス出でゝ勞働時間に關しても、賃銀に關する如く、頗る正鵠を得たる理論を述べ『間斷なく勞働し得べき適當の程度を守る勞働者は自己の健康上に利益あるのみならず、一年間に最多くの仕事を成すものなり』(國富論第一卷第八章)とせるに拘らず。十九世紀に及び機械の使用盛なるに從ひ、生産の增加は勞働時間の延長に正比例すべしとの説を信ずるもの少からず。ナッサウ・セニヨルは一八三七年其 Letters on the Factory Acts に於て『企業家の利益は毎日の勞働時間の最終時間より生ずるものなり (The whole Profit is derived from the last hour) 故に毎日十一時半の勞働を十三時間に增加する時は純益を倍加すべく又十時間半に短縮する時は純益は全く消滅すべし』とするに至れり。又一八四七年英國十時間勞働法の討議に際し、ジョン・ブライトは第二讀會を開くに反對し『該法は國家の最良の利益を廢し、之を破壞するものにして、凡べての健全なる立法主義に反對するものなり』と主張せり。又社會主義論者は所謂『市民經濟學者』と

異り、長時間の勞働に對して先づ反抗の聲を擧げたりと雖も、其の論旨は誤謬を免るゝ能はず。勞働時間の延長を以て資本制に缺くべからざる現象となし、資本家の收むべき餘剩價値は勞働時間の延長と共に增加し、工業豫備軍も亦勞働時間延長と共に增加すべしとなし、集中學說、貧困學說を構成せり。然れども此學說は勞働時間の長きに從ひ、生產從て餘剩價値が增加することを前提とするものにして、セニヨルとマクルスとは異りたる立場より同一の理論を主張せるに過ぎざるなり。

斯の如くスミスに曙光を見たる勞働の理論は久しく世人の注意を惹くに至らず。高名なる經濟學者の思索せる所もセニヨルの範圍を脫するもの甚稀なりき。然るに、先づ勞働時間に關する正鵠の見を公にせるは英國工場法の制定に盡力せるジョン・フィールデンの如き實際家にして氏は適度の勞働時間が生產增進の效あるを論じ、史家マコーレーも亦一八四六年十時間勞働法の討議に際し、ブライト等の反對論よりも遙に正當なる意見を述べたり。其の說に曰く『余は一週日六日間の勞働が一週七日間の勞働に比して多額の生產をなし得べしと信ぜず。然れども一箇年の終に於て後者必ずしも前者より多額の生產をなし得べきや否やは余の疑ふ所にして、更に二十年の長日月を以て比較せば一週六日の勞働をなすものは七日の勞働をなすものに優るべきは余の信じて疑はざる所なり』とし。且つ曰く『吾人が今日有する商業の覇權を失ふとせば、其の承繼者は劣弱矮小なる人種にあらずして心身共に卓越せる國民ならん』と。此說は短時間勞働の利益を說きたる先驅と云ふべく、後年に於てマ氏の卓見は幾多の事實に依りて證明せられ、從來の資本家並に學者の意見は終に全く維持すべからざるに至れり。

然れども、勞働時間と勞働效程との關係に就て學說上一新紀元を開きたるの效績はブレンタノ教授に歸せざるを得ず、同氏は一八七四年ブラッセーの『仕事と賃銀』なる著書に基づき更に幾多の事例を蒐め、正確短時間勞働の利益を論じて多數學者の注意を惹起し、新研究は續々として之に就きて起りたり。シュルツェ・ゲーヴァニッツ教授の英國綿工業の研究(山崎博士譯大工業論)の如き其著しきものゝ一なり。爾後各國に於て工場法の實施に依る勞働時間短縮の結果も愼重なる研究の題目となり、ア氏等の學說が各國を通じて眞理なることを證明し、國際競爭上、勞働時間の短縮の不利ならざること明白となれり。今一二の例を擧げんに、瑞西は夙に勞

働時間の短縮を實行したるも、伊太利は其の制限寛にして兩國の紡織業は競爭の地位に在りしも、瑞西の工業は何等の不利を感せざりき。又北米合衆國に於て一八七四年マッサッチュセッツ州が十時間勞働法を實施するに當り、殆んど全く同一の生産條件を有するコネチカット・ロード・アイランドが同一の制限を設けざるを以て前者の紡織業は衰滅に歸すべしと豫言せらしも、一八八一年カロルライトの詳密なる調査は十時間勞働の結果としてマッサチュセッツの一人當り生産高は他の諸州より多くして賃銀は殆んど同額なることを示したり。又企業者が生産過剰を避けんが爲に勞働時間を短縮するも豫期の生産額の減少を見る能はざりしこと少からず。是等の實例は各國を通じ各種の産業に於て之を見るを得べし。

然れども茲に一の特に注意すべき疑問あり。則ち勞働時間の短縮が效程を增進する事實存在すとせば其の原因何れに在りやと云ふこと是なり、蓋し勞働時間の短縮は休息時間の增加となるべきを以て勞働者の勢力を恢復すること大なるべきは當然なれども生産高が時間の短縮と共に增加する事實あるは如何なる理由に依るや。假りに時間短縮するも作業の速度增加し、機械の複雜の程度も亦加はるとせば短縮後の八時間の勞働は其の以前の十時間よりも多大の疲勞を生ずべく時間の短縮は勞働者の勢力消耗を大ならしむべく、勞働者は之が爲に利益を蒙るものにあらずして、勢力消耗の度大なりとせば、長期間には却て生産をも減少することなきを保せず。然るに既述の如く多くの場合に生産の增加なる反對の事實を見る所以如何。

此の説に依れば、其の原因は勞働者と雇主との雙方に存す。先づ勞働者の側に於ては其の慾望の增進に伴ひ生活程度の增進となり、勞働の强度を增加するに至る。何となれば大なる慾望を有する人間は短き勞働時間に於ては從前より遙に勤勉なるべく生活程度の上進せる勞働者に在りては、生理上の原因並に勞働心の增進に依り從前の勞働者に比して遙に勤勉なるを得べきなり。是れ十七八世紀の習慣に支配せられたる勞働者に關して勞働時間の短縮は生産の減少となるも、現時の文化國に於ては之に反する現象を見る所以なり。又雇主の側に於ては勞働時間の短縮は技術の進歩、組織の改良を促がすことゝなり、生産の增加を促がすことゝなる。故に勞働時間が是等の改良進歩に伴ふにあらざれば生産高の減

少生産費の増加となることあり。氏は石炭の例を以て勞働時間の短縮が一時間の採掘高を増加したるも總生産高を減少したることを示したり。

註　ブレンタノの著書は邦譯福田博士勞働經濟論あり。殊に同書一六三頁以下參照

要之、ブレンタノの説は勞働時間の短縮は(第一)文化の進歩及之より生ずる生活程度の増進(第二)技術經營組織の改良進歩に伴ふにあらざれば生産の増進なきか若しくは増進するとするも短時間の勞働は長時間の勞働よりも總額に於て生産の減退となることを證明せるに過ぎず。同一の文化の程度、同一の生活程度、同一の技術又は經營組織に於て長き勞働時間と短き勞働時間とは勞働効程に如何なる相違ありや、將又短時間の勞働と長時間の勞働とは他の條件を同一とせば、孰れが勞働者に採りて利益あるや等の問題に至ては何等の説明を與へず。雇主側の技術組織の改良進歩を提へ來りて生産高増加の原因なるが如く説明するに至ては論理上の缺點も亦甚しと云ふべきなり。

茲に於て、吾人は勞働時間問題と勞働効程との關係に就て一層明確なる説明を求めざるを得ず。此點に於て一歩を進めたるものはエルンスト・アッベー其人なり。

アッベーは自己の管理せるイエナのツアイス光學器械工場に於ける勞働時間を、十一時間四十五分より漸次に減少して九時間とし、一九〇〇年に及び勞働者に宣言して曰く『勞働者の四分の三以上が、無記名投票を以て八時間勞働に同意し、且つ其成績が九時間勞働と同一なるを信ずるものとせば、試驗的に八時間勞働を實行すべし』と。然るに勞働者總數の八分の七は此提案に同意しければ直に實行に著手し、精細に其成績を調査せしに、八時間勞働の成績は九時間勞働に勝り二三三人の出來高拂勞働者の成績は左の數字を以て示されたり。

	賃銀支拂時間の總計	同上賃銀	一時間の賃銀	比率
一八九九	五五九一六九	三四五、八九九	六一・九	一〇〇對一一六・二
一九〇〇	一人に付平均二四〇〇			
一九〇一	五〇九五五九	三六六、四八四	七一・九	
	一人に付平均二一八七			

故に時間の短縮率は一割二分五厘にして、短縮前と同一の生産高なれば出來高拂賃銀の増加率も亦同一なるべきに、實際の結果は一割六分二厘なりき。故に短縮後の八時間勞働せる三十人の成績は短縮前九時間勞働せる三十一人のそれと等しき割合なり。又アッベーは年齢別並に作業の種類に依りて増率を調査し、生産

増加率が年齢又は作業の種類との關係なきを示せり。

年齢別に依る調査

年齢	人員	平均年齢	平均勤續年限	一時間賃銀所得 九時間のとき	一時間賃銀所得 八時間のとき	比率
二二才—二五才	三四人	二三・五才	五・五年	五五・三プヘニツヒ	六五・二プヘニツヒ……一〇〇對一一七・九	
二五—三〇	六九	二七・三	七・九	六二・二	七二・六……一一六・六	
三〇—三五	六九	三二・二	一〇・一	六五・一	七四・八……一一四・九	
三五—四〇	四〇	三七・七	一二・七	六〇・六	七〇・二……一一五・八	
四〇以上	二一	四五・三	一五・三	六三・六	七四・三……一一七・四	
合計	二三三	三一・九（一）	九・六（二）	六一・九	七一・九……一一六・二	
（一）最高五十三歳最低二十二歳						
（二）最長三十三年最短四年						

作業の種類に依る調査

作業の種類及其性質	人員	平均年齢	平均勤續年限	一時間の賃銀所得高 九時間	一時間の賃銀所得高 八時間	比率
Optik						
1. Linsenfasser 精巧なる手工的作業	二一人	三一・一才	一二・七年	七二・八プヘニツヒ	八四・九プヘニツヒ	一〇〇對一一六・六
2. Schleifer der mikroskop-Art 同前	二〇	三三・二	一三・八	七九・一	八六・五	一〇九・四
3. Sonstige Handschleifer und Zentierer 手工的作業	五九	二六・一	七・五	六〇・四	七〇・五	一一六・七
4. Maschinenschleifer 機械作業 Mechanik und Hilfsbetriebe	一九	三二・一	五・八	五二・二	六二・〇	一一八・八
5. Justierwerkstätten 手工的作業	二二	三一・七	八・二	六五・五	七六・七	一一七・一
6. Montierwerkstätten 主として手工業	二〇	三六・九	一一・六	六六・六	七八・五	一一七・九
7. Dreherei u. Fräserei 機械作業	二三	三五・二	一一・一	五七・六	六八・〇	一一八・一
8. Polierer u. Lackierer 手工業	一七	三四・七	一一・二	五三・八	六三・三	一一七・七
9. Gravoure 手工的作業	五	二七・二	六・八	五六・一	六六・九	一一九・三
10. Giesser 同前	六	三六・二	九・七	五六・四	六四・八	一一四・九
11. Tischler 半は手工半は機械作業	一五	三五・二	一〇・五	五二・三	六二・九	一二〇・三
12. Buchbinder 主として手工的作業	六	三〇・四	六・四	五五・七	六二・八	一一二・七
合計	二三三	三一・六	九・六	六一・九	七一・九	一一六・二

アッベーは上述の自己の工場に於ける經驗を基礎として更に他の企業に於ける同一の事實が其勞働者の希望如何に拘らず發生せることを示し、勞働時間に關する正確なる理論を構成せんと欲し、先づ現時の各種の異りたる工業的勞働に共通なるものありやとの問題を提出し、分業を以て其特色とせり。則ち農業林業並に舊式の手工業等を除きたる各種の工業的勞働に於ては數量的性質的に變化なき

同一の動作を繰返して行ふことを要し、十九世紀以後の技術進歩の要件たる分業は工業的勞働に於ける人類の變化なき動作を要求し之が爲に勞働の繼續する間、同一の筋肉を動し、同一の姿勢を保ち、同一の神經系統を働かしむるを要す。されば、斯の如き同一の動作を繰返す現時の工業勞働者は休息並に營養に依りて疲勞を回復せざるべからず。若し疲勞と其回復とが日々平均を得るにあらざれば少額の不足と雖も、結局勞働者の心身を劣弱ならしめ、勞働能力の減耗となるを免かれざるべしとせり。而して氏が玆に所謂疲勞則ち勢力の消費並に休養則ち勢力の回復とは身體の各器管に關し數量的に計算し得べき變化にして純然たる生理的現象なりとす。疲勞とは勞働に依りて各器管に其活動に欠くべからざる或素質の欠乏又は其活動を妨ぐる毒素の堆積を指すものとせり。

氏は更に日々繰返さるゝ勞働が疲勞なる生理的現象を起す所以を考察し、之を三種の異りたる部分に分解せり。第一は一日の生産の數量に依るものにして勞働時間と全く關係なきものにして、生産の數量に伴ひて勞働者の繰返すべき同一の動作の度數を異にする結果として生ずるものなり。勿論此部分に屬する疲勞は人に依りて異るべく、熟練なる勞働者と不熟練なるものとは勢力消費の度異るべきなり。第二は勞働の速度に依るものにして、短時間と長時間と同一なる勞働の結果を得んと欲せば速度の增進となりより大なる勢力の緊張を要すべきなり。勿論或速度迄は其緩急に拘らず同一の力の消費を要するは吾人が疾走せざる限り同一の距離の歩行は其時間の長短に拘らず同一の疲勞を覺ゆるが如し。然れども一定の程度以上に在りて速度が力の消費を增加するは疑を容れず。第三はアッベーの最重要視せる所にして勢力の空費(Kraftverbrauch für Leergang)と稱せらるるものなり。此部分は分業の特有なる結果として發生し、終日一定の作業に從事するものは常に一定の姿勢を維持するを要し勢力を消極的に消費することなるものなり。例へば毎日何等の勞働をなさゞるも一定の姿勢を保つとせば疲勞を感ずるを免れざるべし。殊に勞働の結果と全く關係なき工場内の塵埃音響等の發生は一定時間該工場内に在るものゝ勢力の消耗を生ぜしむべし。勞働時間の長短が勞働者に利益を與ふる原因は第三種の消費を節約し得べきに在り。

氏は玆に於て工業勞働の生理的均衡に關する結論を與へて曰く『一定の人並

に一定の勞働の種類に對して一日の勞働の成果は勞働時間の一定限に於て最高限に達するものなり。而して勞働時間の長短は休息時間の延長と勢力空費の節約とより生ずる利益が勞働速度の增進より生ずる勢力の消費の增加より大なる場合に一日の勞働効程の增加となるものなり』と。氏は此最大の勞働の結果を生ずべき最短勞働時間を『オプチムム』Optimum と名づけ、自己の經驗並に英國の同樣なる經驗に徵し大體より云へば工業勞働者の四分の三は九時間に於て『オプチムム』に達せず。八時間勞働も『オプチムム』を超ゆるものにあらざるべしとせり。

註 Abbé, Gesammelte Abhandlungen. Bd. III. SS.203-249.

アッベーの特色は勞働時間に關する純然たる自然科學的觀察たるに在り。されば勞働時間と勞働効程との關係は全く生理的現象として取扱はれ、自動的に定まるものにして何等の動機を要せず、勞働者の意思とも關係あるものにあらずとせり。則ち勞働時間は出來高拂にても、時間拂制度にても、將又勞働者が勞働時間の短縮を希望すると之に反對するとに拘らず、一定の結果を生ずべきものなり。アッベーは自己の經驗に依り繁忙の時期に於て特別手當を給與し勞働時間を延長せる場合には短期間約一週間は勞働効程の增進を見たる其以後は再び減少し第三週第四週には全く延長以前の効程と同一の程度迄下りたるを示し。又英國のウルウィッチ兵器工廠に於ては賃銀の時間拂制を採りたるに拘らず九時間勞働を八時間に減じたるも生產高の減少を見ざりしことを例示せり。又白耳義人プロードモンはアンジスに於ける化學工場に於て十二時間勞働を八時間に減じ勞働者の反對に拘らず半ヶ年の後從前と同一の成績を擧ぐるを得たるはアッペーの理論の正確を證明すべき一例なり。

註 Fromont, Une experience industrielle de Reduction de la journée de travail. p.74-5

アッベーの學說は從來の勞働時間に關する研究に比して一頭地を抜き、勞働時間と勞働者の疲勞及び勞働効程との因果的關係を明白ならしめたり。然れども斯の如き自然科學理論は直に近年に於ける各國に起りたる勞働時間短縮なる經濟現象を說明するを得べきや。アッベーの主張せる如く獨逸の經濟上の發達を計らんが爲に一日を三分し八時間は勞働、八時間は睡眠、八時間は人間たることを一般

に實行するを得べきや(アッベー上揭二三八頁)。吾人はブレンタノの學説に就て、勞働時間と勞働効程との因果關係の説明に關し、不滿を抱かざるを得ずと雖も、國民經濟上の發展の現象として勞働時間を研究するに當りては理學者たるアッベーよりも寧ろ經濟學者たるブレンタノの着眼點に服せざるを得ず。勿論アッベー並に之に次ぎて起りたる勞働の生理的心理的研究は決して等閑視する能はざる所なりと雖も、是等の研究は近時の大勢たる各國勞働時間の短縮なる經濟現象の説明として補助科學的説明の地位を占むるに過ぎざるを認めざるを得ず。其理由次の如し。

先づ吾人は從段述ぶるが如く勞働効程が純然たる生理的原因のみに依りて左右せらるゝものと思惟する能はず。又假に生理的原因のみに依りて定まるものとするもアッベーの屢繰返して主張せる如く、『オプチムム』は各商人に依り作業の性質に依りて異ならざるを得ず。男工女工と、青年者と老年者と、營養佳良なるものと其不良なるものと、知識程度の高きものと低きものと、熟練勞働者と不熟練勞働者とは同一の作業、同一の生産高、同一の勞働速度又は『レーアガング』に關し疲勞の度を異にすべく、光學器械製造の場合に於ける作業速度の增進若くは之より生ずる勢力の消費の增加率と纖維工業、造船工業の增加率とは同一なるを得ず。故に『オプチムム』は箇別的に經驗上決定するを得べきなり。則ち勞働者甲と乙との『オプチムム』は夫々相違すべしと雖も、工場割に於ては同一律に多數勞働者を取扱ふを要し、各勞働者の『オプチムム』を考慮する能はざるの特質を有す。茲に於て吾人はアッベーの學説を認むると共にブレンタノの如く生産技術經營組織と勞働者の知識、道德、民族上の特質とが勞働時間と如何なる關係を有するやを研究するを要すべきなり。

先づ生産技術及び經營組織を論せんに、高き勞働効程は生産技術の發達に伴ふは論を俟たざる所なり。手工的勞働が一般に機械的勞働より生産高少きは技術の相違に依るものなれども、勞働時間の短縮と關聯して機械的勞働は益々其長所を示すを得べし。則ち手工的勞働は勞働者の體力及び心力に依賴すること大なるを以て手工業に於ける勞働時間の延長又は短縮は共に困難なるのみならず作業速度の增加も亦著しく勞働者の疲勞を增加するを免れず。然るに機械の使用

は體力の使用を節約せしめ、且つ機械の自動的運轉は勞働者の腦力の使用をも節約せしむ。されば手工的勞働に於て勞働者の堪ゆる能はざる作業速度の増加率も機械的勞働者に於ては勢力消費の増加大ならざることを得べし。これ多數の機械的勞働に於て時間の短縮に依る作業速度の増進より生ずる勢力の消費の増加が休息時間の延長及空費せる勢力の節約よりも少く、勞働効程の増加となることある所以なり。故に舊式の小工業に於ては其作業速度を増進し得べき絶對的の限度あるのみならず其相對的限度も亦低きを免れず。手織機に於ては生産高の減少が勞働時間の短縮と比例するを常とし、長き勞働時間と低き勞働賃銀が手工的勞働の特色たる所以なり。現今に於ても小經營は大經營より長き勞働時間を常とするが如し。今澳太利に於ける一九〇六年の調査に依れば經營の大小に依る勞働時間の相違次の如し。

勞働時間に依る經營の百分率

使用人數に依る經營の大小	九時間以内	九—一〇時間	一〇—一一時間
一人—二〇人	四・一分	七二・三分	二三・六分
二一—五〇	一〇・六	六七・八	二一・九
五一—一〇〇	一四・五	七二・七	一三・四
一〇一—三〇〇	一三・八	七七・〇	九・二
三〇一—一〇〇〇	三〇・四	五八・九	一二・五
一〇〇〇人以上	四五・五	四五・五	九・〇

註　Die Arbeitszeit in den Fabrikbetrieben Österreichs. 1907 S. LXVI.
E. Bernhard. Höhere Arbeitsintensität bei Kurzene Arbeitszeit 3.64 に據る

又佛蘭西に於ける一八九七年の調査に據るに千人以上の經營に於ては平均勞働時間九時間四分の一、二十五人以下のものに於ては十一時、其中間のものに於ては十時間四分の三なりしと云ふ。

上の統計は機械の使用と勞働時間との關係を明にすることなしと雖も、小經營中には手工的勞働をなすもの多きを以て技術の進歩と勞働時間との關係の一班を窺ふべく、勞働時間短縮の効果は進歩せる技術を要件とするを見るべし。されば立法手段に依りて最長勞働時間を定めて、之を強制するに當り最も速に淘汰を免れざるものは手工的小經營にして資力少く新機械を購入する能はざる小工業者の廢滅は勞働時間の短縮と共に免かれ難き所なり。

技術の進歩は勞働時間短縮に伴ふ勞働効程の増進に缺くべからざる要件なり

と雖も、進歩せる機械は必然生產高の增進を保證するものにあらず。之を利用する企業者及勞働者に依りて其結果を異にすべきなり。殊に工場內の作業組織の如きは最重大の關係を有す。例へば作業組織の最も不完全なる工場に於ては勞働時間の五割を空費することあり。材料の不整頓、製圖の不完全等が時間の空費を生ぜしめ、一の作業を終りたる勞働者が次の作業に從事するに當り工場內部組織の不備が勞働時間の空費を生ぜしめ、工場內の規律の不備が雜談放歌等を促がすこと少からず。企業者の材幹、注意、勤勉、熱心が勞働時間の短縮より生ずる効果を完全ならしむるに缺くべからざる所なるは疑を容れず。且つ此種の時間の節約は勞働者の利益となるべきも、何人の不利益を生ずるものにあらずして、國民經濟上等閑視し難き重大の價値を有す。又休憩時間の長短及配置は特に研究を要すべき問題にして、勞働時間と休憩時間との結合は勞働効程と至大の關係を有するものなり。英國及米國に於て一回の短き晝餐時間(半時間)を常とするは經業時刻の早きと勞働時間が八時間又は九時間に過ぎざるに依るものなり、反之、獨逸には十時間の勞働時間に對し二時間の休憩時間則ち朝食半時間晝食一時間、小食

半時間を慣例とせるもの多かりしが近年英國式を採るもの增加せり。工場內に於ける休憩が自己の住宅に於ける休憩に比して其効果少きを常とするを以て幾分か一日の勞働時間を短縮するも就業の始終時間を變更し休憩の回數又は時間を減少する時は勞働効程に相違を見ざることあり。例へば午前六時より午後五時迄を勞働時間とし二回の休憩を設くる代りに八時より五時迄とし從來の朝食時間を廢することあり勞働効程に變動なきが如し(獨逸職業法一三六條參照)。此問題は勞働者の習慣等と密接の關係を有するものなれども企業者が最も完全なる休憩の回數、長短、配置を案出し、アッベーの所謂勢力の空費を節約するの必要大なるを見るべきなり。

○又勞働効程に關係を及ぼすべき條件として工場內の衞生狀態則ち通風、換氣、溫度、濕度、音響振動等が大關係あるも亦論を俟たず。衞生狀態の劣等なるに從ひアッベーの所謂勢力の空費著しく增加すべく、一織物工場に於て溫度濕度が從來攝氏二十九度及八割なりしものを改良して普通の狀態とせるが爲に勞働効程著しく增加せりと云ふ。(註)されば勢力の空費を節約せむが爲に工場主は作業室內の衞

生狀態に注意するを要すべく、勞働時間を短縮すると同時に此條件は特に注目を要すべきなり。

註 E. Bernhard, a. a. O. S. 76

○次に勞働時間の短縮が勞働効程を增加するに當りては勞働者自身に關する各種の條件の具備するを要す。其最重要なるものは勞働者の作業に對する熱心換言すれば勞働の快樂なり。アッベーは勞働時間と勞働効程との關係を自動的無意識的のものとして觀察し、時間の短縮より生ずる効程の增進を說きたりと雖も、こは一般に適用するを得ず。勿論勞働者が特に勞働効程を增進するの意志なき場合にもアッベーのツァイス工場に於ける實驗は一般に正確なりと云ふを得ず。同工場に於ける職工の勤續年限は平均九年を超へ最短のものも四ヶ年なりと云ふを以て見れば是等の勞働者に對しては勞働心の缺乏なる問題を生せること明白なりと雖も、一般の工場に於ては勞働心の問題は等閑視するを得ず。歐米に於ける一部の勞働者が徐歩主義(Cácany)を實行するに當りては短時間の勞働より到底アッベーの望むが如き効果を收め難きは明白にして勞働能力(Leistungsfähigkeit)と勞働意志(Leistungsiwilligkeit)とは區別を要し、能力あるも意志缺乏せる場合あることを記憶せざるべからず。殊に工場勞働に於ては群集心理の作用を認むべく、一工場に於ける作業速度は無意識なる模倣に依りて定めらるゝことあり。ブローセンは其實驗に就て述べて曰く『新に傭入れたる勞働者が無意識に工場の精神L'esprit de la maison と云ふべきものを體得するは驚くべきものあり』と。此理は反對の場合にも起るべく一部勞働者の不熱心は全體の勞働効程を減少す。例へば歐洲の一實際家の言に依るに月曜日の勞働効程が約二割少き所以は凡べての勞働者が日曜日を濫用せるに依るものにあらず。一部勞働者の逸樂の結果なり。又女工のみの勞働時間の短縮は男工の勞働効程を減少することあり。是等の心理的狀態は勞働効程增減に關し、休憩時間の長短又は勢力空費の大小の如く直接の原因と認むべからずとするも、勞働効程の大小と重大なる關係あるべきなり。

○又勞働効程の增進は休憩時間の長短に伴ふとするも賃銀の多少其支出の費目又は工場以外の勞働者の生活狀態と關係あることも明なり。例へば勞働時間短き場合に賃銀少きが爲に營養不良なるか、不健康なる家屋に住居するか、又は賃銀

多きも浪費飲酒等の習癖ある勞働者に於ては勞働効程の増進を見る能はざるは當然なり。雇主中此理由を以て勞働時間の短縮に反對するものあるは一概に不當と云ふべからず。賃銀少きが爲に勞働者が工場勞働時間の短きを利用して自宅に於て内職に從事するとせんか工場執業時間の短縮も勞働効程の増進を促がす能はざるべし。されば、短き勞働時間は高き賃銀を伴ひ、且つ勞働者が一定の知識道德の程度に達したるを條件とすべく、勞働時間の問題は畢竟するに當事者の知識道德の問題に歸着するものなり。茲に於てプレンタノの唱導せる學説則ち文化の低き階段に於て勞働時間の短縮は同一の比例を以て勞働効程を減少すべく、近世勞働者に於ては生計程度の向上の伴ふ場合に勞働時間の短縮は勞働効程の増進となるとの説は最も正鵠を得たるものと云ふべく、アッベーの自然科學的研究はブ氏の學説を確實ならしめたるものにして、勞働者及企業者の相違が勞働時間短縮の効果を異ならしむることあるを否認するものにはあらず。蓋し技術の進歩と勞働者の知識道德とは交互關係を有し、技術の進歩は勞働者の體力、筋力の使用の必要を減少し腦力、知力等の神經系統の作用に依賴する程度を大ならしめ、

此種の條件に適合せる勞働者を待つて複雜なる機械の効果を十全ならしむるを得るものなり。短き勞働時間と勞働者との關係も之に異らず。短き勞働時間は文化の進歩せる邦國に於て勞働者に普通教育又は實業教育を受くべき餘裕を生せしめ、夜學校、補習學校に通學する時間を與ふるものなり。英國の十時間法の實施が夜學校の増設を促がしたるが如し。十二時間の徹夜業に從事せしめて翌日更に學科を課せんとする我國の工業家は此點を三思すべきなり。且つ歐米諸國の實例に依れば勞働時間の短縮は飲酒の惡癖を矯正するの効少からず。飲酒の習癖は過度の勞働に從事し、疲勞甚しき勞働者に於て一般に著しく濠洲に於て賃銀の増加並に勞働時間の短縮は『アルコール』飲料の消費を減少し、書籍に費す所を増加せりと云ふ。此種の勞働者に於て勞働時間の短縮は體力知力の増進となり、短き時間内の作業の速度の増加を可能ならしむるを得べきなり。要之勞働時間の長短は勞働者の勢力の消費と一定の數量的關係を有するものなれども、勞働時間の短縮が勞働效程を増進し、一國の生産を増加するに當りては幾多の條件の具備するを要することを忘るべからず。故に勞働時間の短縮は常に生産力を

増進するものにあらず。概括的に論ずればブレンタノの云へる如く『文化的生活程度の増進を招致するに足る作用あるものに限られ』從て漸進的の效果を擧げ得るに過ぎずして實際に於ては時間の短縮が生産力を減少することと少からざるなり。

註　さればとて上述の如く吾人は勞働條件と力の消耗との關係に關する科學的研究を輕視するものにあらず。勞働時間、作業の速度、工場内の空氣、溫度、塵埃、音響、振動等より生ずる勢力の消耗の測定又は食物と勢力恢復との關係等に就て統計的、科學的(生理學心理學上の)研究の發達を促がすの必要益々大なるべきなり。

上に述べたる所は勞働者の體力及知力より觀察して結局勞働時間と文化進歩の程度とが重大の關係を有することを說きたり。此點に關しては一定の標準を得ることと甚だ難しと雖も、更に廣く國民文化の要求として勞働時間の重要なることを考量せば、立法上其他に於て一般的最長時間を定むることと左迄に困難なりと云ふべからず。蓋し、社會政策を廣義に解決すれば下層階級をして文化の恩澤に浴せしめ、家族制度の基礎を鞏固ならしめ、且つ、立憲治下の忠良なる臣民たらしめんとするに在り。されば勞働者が終日營々として勞働に服し深夜家に歸りて飲食睡眠の外少しも餘暇を有せざるが如き生活を營むは社會組織上の一大缺陷にして經濟上の問題は暫く度外視するも、正に救濟を要すべき所なり。況んや斯の如き生活狀態は勞働能力及勞働意志を減退せしむるの虞あるに於てをや、瑞西に於て十一時間勞働の制限を設くるに當り其理由書中に曰く『勞働者は其兒童の訓育者たり。其家族の主腦たるの義務を盡すべき餘暇と餘力とを有すると否とは一國工業の盛衰の岐るゝ所なり』と。且つ立憲政治の發展は漸次に普通選擧に近づくの傾向を有し、多數國民の參政權を認むるを要するに當り、働勞者階級の政治的知識の發達を要すること愈々大なるべく、下層階級が此域に達するに及び、階級間の經濟上の衝突も甚しく社會全般の發達を害することなきに至るべきなり。何となれば階級間の衝突を緩和するの策は各階級が相互に他の階級を了解するを要すべく。其方法は下層階級をして複雜なる政治及社會組織を知らしめ、理想の遠に實施し難く、革命の暴擧が何等の效果を有せざるを悟らしむるの外なければなり。然れども、此方法を採るべき第一の準備は勞働者をして勞働以外に餘裕の時間を有せしむるに在り。

以上の經濟上及文化發展上の要求を綜合するに文明國民に於ては一日十時以上の勞働は不利益少からず。今一般に一日の最長勞働時間を十時間に減少するも國民經濟上の損失を招くことなく、却て利益を生ずるを常とすべし。其以上の短縮に至ては國民文化の程度、産業の程度及組織等に依りて定まるべきなり。

外國貿易と國民經濟の權衡

堀切善兵衛

一

外國貿易に於て輸入と輸出とは長き期間に於て相平均せざる可らずとは經濟學上の眞理にして何人も疑を容るゝの餘地あることなし、然るに世人は往々にして「長き期間に於て」の一句を忘却して直ちに輸入と輸出とは相平均せざる可らざるものゝ樣に思惟するが爲め非常に誤りたる推論を導くこと少なからず、凡そ經濟學上に於て長き期間と短き期間とに依りて同一原因が全然反對せる結果を生ずるの例は決して珍しからざることにして、例へば物價は短き期間に就きて觀察すれば現に市場に貨物を供給しつゝ有る各生産者中の最も不利なる地位に在る人の生産費卽ち最大生産費に接近せんとする傾向を有すと雖も長き期間を通じて觀察すれば新發明起り新競爭者現はれて漸次不利なる地位に在る生産者を驅逐するに至る可ければ物價は最少生産費に接近せんとする傾向を有するは誤り